



秋田県公報

目 次

ページ

条 例

○秋田県県税条例の一部を改正する条例(二九・税務課) ……2

この号で公布された
条例のあらまし

◇秋田県県税条例の一部を改正する条例(秋田県条例第二九号)

1 自動車取得税

次に掲げる自動車取得税の特例措置の適用期限を平成二〇年五月三十一日まで(現行平成二〇年三月三十一日まで)延長することとした。(附則第二条関係)

(一) 自動車の取得に係る免税点を五〇万円(本則一五万円)とする特例措置

(二) 一定の優れた燃費性能及び排出ガス性能を満たす自動車について、取得価額から三〇万円を控除する特例措置

(三) 一定の燃費性能及び排出ガス性能を満たす自動車について、取得価額から一五万円を控除する特例措置

(四) 車両総重量が三・五トンを超えるディーゼル車のうち平成一七年重量車排出ガス保安基準に適合し、かつ、一定の燃費性能を満たすものの取得に係る税率は、現行の税率から一〇

〇分の一(当該自動車のうち窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成一七年重量車排出ガス保安基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の一〇分の九を超えないもの)については、一〇〇分の二を控除した率とする特例措置

2

施行期日

この条例は、平成二〇年四月一日から施行することとした。

条 例

秋田県公告式条例(昭和二十五年秋田県条例第三十号)第二条第二項ただし書の規定により秋田県県税条例の一部を改正する条例(平成二十年秋田県条例第二十九号)を平成二十年三月三十一日に次のとおり掲示した。

平成二十年四月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第二十九号

秋田県県税条例の一部を改正する条例

秋田県県税条例(昭和二十九年秋田県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二十二條第五項から第七項まで及び第九項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十年五月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

発 行 者 秋 田 県

印 刷 所

秋田市山王四丁目一番一号

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 862-8766 FAX 863-0005
E-mail: matsubara@natsubara-ns.co.jp

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印 刷 者

秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄